

家畜衛生だより

平成26年2月 第29号
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/>

中国・ロシアで口蹄疫(A型)が発生しています!



中国等での春節やソチオリンピックを迎え、国内外における人・物の移動が活発になり、口蹄疫ウイルス等の侵入リスクが一層高まります。
農場への侵入防止の徹底を図るとともに、発生国への渡航は自粛しましょう!

死亡牛輸送時の月齢確認の徹底について

平成25年12月に県内の24カ月齢以上の死亡牛1頭が、BSE検査を受けないまま化製処理*されてしまいました。(*化製処理後は焼却処分)
月齢の勘違いや整理票の記入ミスにより、このような未検査処理事例が今年度2例発生しています。

BSE対策特別措置法において**24カ月齢以上の死亡牛は、死亡牛届出の提出とBSE検査を実施**することが定められています。

死亡牛輸送の際は法令遵守・再発を防止するため、

- ・生年月日を確認し、必ず月齢を輸送業者に伝えて下さい。
- ・死亡牛整理票には正しい情報を記入して下さい。

* 24カ月齢未満の死亡牛についてはマニフェストで管理し、適正処理をお願いします。

おかしいな?
と感じたら

東部家畜保健衛生所 TEL 0475-52-4101
FAX 0475-52-3335

※休日、夜間は転送されますので
必ず5回以上のコールをお願いします。